

東日本大震災の災害廃棄物広域処理
の実施に関する要望書

三 重 県

三重県市長会

三重県町村会



平成24年4月20日、三重県、三重県市長会及び三重県町村会は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理が、被災地の復旧・復興に必要であるとの共通認識のもと、災害廃棄物の安全性確認、住民不安の払拭、処理後の体制整備や議会の理解が整うことを条件に、対応可能な市町から実状にあった協力をしていくことで合意に至りました。

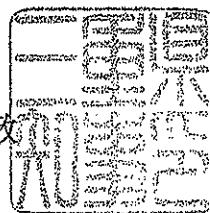
災害廃棄物の広域処理が促進されるためには、広域処理の必要性和放射線等に関する安全性が地域住民や関係者に的確に示され、理解されていることが必要ですが、住民等の不安感は完全には払拭されていない状況にあります。

このような状況において、本県内市町等が災害廃棄物の処理を安全かつ円滑に遂行するために、当面必要な事項について次のとおり要望しますので、国として対応をお願いいたします。

平成24年4月23日

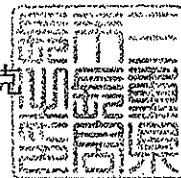
環境大臣 細野 豪志 様

三重県知事 鈴木 英敬



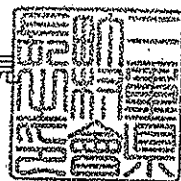
三重県市長会 会長

三重県名張市長 亀井 利克



三重県町村会 会長

三重県大紀町長 谷口 友見



要 望

- 1 災害廃棄物の処理に伴う放射線等の安全性に関して、住民の理解が得られるよう国が十分な情報公開と説明責任を果たすこと。
- 2 三重県内の市町等は、焼却灰等を処分する自前の処分場が少なく民間業者に多く委託している。災害廃棄物の処理に伴い焼却灰等の処分先が確保できなくなる可能性があるため、国が処分先の確保、調整に万全を期すこと。
なお、焼却灰等の放射能濃度が $8,000\text{Bq/kg}$ を超えた場合は、国が責任を持って処理すること。
- 3 災害廃棄物の受け入れに対する風評被害の発生防止に努めるとともに、万一、風評被害が発生した場合は、十分な補償をすること。
- 4 災害廃棄物の広域処理に伴う一連の工程について、安全性を確保するうえで必要な事項は、地域の要求に応じ国が責任をもって対応すること。
- 5 災害廃棄物の広域処理に伴い必要となる運搬経費、処理に要する経費、モニタリング経費（測定機器の整備を含む）及び住民の不安を解消するための経費などは全額を国庫負担とすること。